

■第98回 横浜市都市美対策審議会議事録

議題	<p>1 「(仮称)横浜市景観ビジョン」の素案について(審議)</p> <p>2 関内地区の都市景観形成ガイドラインについて(審議)</p> <p>3 都市美対策審議会の組織拡充について(審議)</p> <p>4 広告付バス停留所事業の新規実施について(審議)</p> <p>5 その他</p>
日時	平成18年9月11日(月)午後1時00分から3時00分まで
開催場所	(社)横浜中法人会税経研修センター2階大研修室
出席者 (敬称略)	<p>委員:岩村和夫(会長)、並木直美、齋藤裕美、山崎洋子</p> <p>オブザーバー委員:北沢猛</p> <p>幹事:相原正昭(まちづくり調整局長)、浜野四郎(都市経営局長代理・政策部政策調整担当部長)、香林仁司(環境創造局長代理・担当理事(環境保全部長))、川口正敏(道路局長代理・担当理事(計画調整部長))、宮浦修司(港湾局長代理・港湾整備部技術担当部長)、寺澤成介(都市整備局長)</p> <p>書記:鈴木伸哉(都市整備局都市企画調整担当政策専任部長)、国吉直行(都市整備局上席調査役)、小沢朗(都市整備局都市デザイン室長)</p>
欠席者 (敬称略)	委員:卯月盛夫、大方潤一郎、吉田鋼市
開催形態	公開(傍聴者1名)
決定事項	<p>・「“(仮称)横浜市景観ビジョン”の素案」については、本日の意見を踏まえ、市民意見募集等の手続きに入ることを了承する。</p> <p>・「関内地区の都市景観形成ガイドライン」については、本日の意見を踏まえて最終調整のうえ、景観計画策定及び都市景観協議地区指定の手続きを行っていくことを了承する。</p> <p>・「都市美対策審議会の組織拡充」については、本日の意見を踏まえ、委員公募等を行うことを了承する。</p> <p>・「広告付バス停留所事業の新規実施」については、本日の意見を踏まえ、実施することを了承する。</p>
議事	<p>1 「(仮称)横浜市景観ビジョン」の素案について(審議)</p> <p>横浜市景観ビジョンの素案(案)について審議を行った。</p> <p>意見 (景観ビジョンの語り口等について)</p> <p>・ビジョンの検討委員会の中では、それぞれの検討委員が居住や仕事をしている場所の「価値ある景観」や、いままで着目されていない「新たな横浜の景観資源」などを発見してきたが、その作業過程そのものが、これからの横浜の景観をより良くしていくために必要なものだと感じる。だから一般市民の方にもそういうアクションを起こしてもらえるように働きかける必要がある。</p>

- ・素案の冊子はどちらかと言うと専門家向けで、一般市民が読んでも目指すべき方向性をイメージしにくいのではないかと、という印象がある。
- ・意見募集の際には、今日の資料の閲覧のほか、主にA3両面程度のリーフレットを配布し意見を提出してもらい、という形を考えている。(事務局)
- ・意見募集で市民と行政の協働と言われても、結局専門家との協働になるというのが現実。一般市民にとっては内容が難しく何をどう言えばいいのか分からない。このギャップを埋めるためには、行政が何を求めているのかをもう少し噛み砕いて分かりやすくしたものを提示する必要がある。
- ・景観の方向性ととも、市民、事業者、行政それぞれがやるべきことを、もっとはっきりと書くべきだ。そうすれば意見もいろいろ出しやすく、それぞれの役割のうえで協働が成り立つ。
- ・景観ビジョンは、景観づくりの取組を始める際のキャッチフレーズのようなものだ。一般市民向けのパンフレットでは、市民一人一人が当事者として意識できるように、「(市民＝)あなた」に呼びかけるような形で、もっと短い言葉で表現すれば、多くの人を読む気持ちになる。
- ・自分の問題として考えてもらうためには、1つのモデル家族を想定し、自分たちの子どもや孫の代になったときの横浜のあるべき姿をイメージさせるような形で市民に投げかけると、1人1人が気軽に考え易くなると思う。
- ・以前、当時の建築局が「21世紀の公共建築を考える」という研究会で報告書を作った際には、作家の方に頼んで文章を書いてもらって、挿絵も入れ読み易いものを作った。
- ・景観が良くなれば“不動産価値も下がらない”など、生々しい話を多少入れたほうが、市民から見ると分かり易いと思う。また、市民は自分の住んでいる所が気になるはずなので、住宅地のことを多少強く打ち出して、住宅地の価値は景観に左右される部分が大いということが分かれば、市民にとっても分かり易くなる。
- ・地区毎にカテゴライズされてしまうと、この地区に住んでいないと関係ない、というような印象になる。むしろ、それぞれが市民にとって意味のある場所だという説明の仕方の方が良い。説明の順番も、住んでいる生活の場の景観から始まり、日常的に使う駅前、都心、港というように、むしろ順番を住んでいるところから始めた方が良い。
- ・このビジョンの中では、自分の身近な生活エリアもしっかり取り組んでいく、というメッセージがとても新鮮だと思う。
(カテゴリーのしかた、論理展開のしかた等について)
- ・既に安定した評価のある横浜の景観をさらに強化していきたいという項目(「横浜の顔となる地区」や「市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区」と、潜在的な方向性のようなものをベースにしながら景観を考えて行こうという項目(「地区毎の個性を活かした景観魅力づくり」と)が、並行して述べてあるので分かりにくい。また、「横浜の景観の重層性」とあるが、景観に重層性はあって当たり前であり、カテゴリーの仕方としておかしいのではないかと。
- ・評価が安定している地区については、今後とも大事にしていきたいと思いますということを説明している。一方で、現状景観づくりの方向性があまりはっきりしていない地区については、景観づくりのヒントとなる方向性を示し、それを手がか

りに各地域の特色をつくっていく、という視点も大事なのだということを行っている。(事務局)

・16の着眼点だが、16もあると一気に頭に入ってこない。もう少し構造というか整理の仕方の工夫が必要。もっと括ることで逆に横浜の景観の特色が見えてくることもあるかもしれない。

・よくまとまっていると思うが、混乱する原因の一つとしては、たとえば「16の着眼点」で“こういうふうにしたい”というものが書かれているだけで、それがどのエリアに相当するのかが書かれていない点。市民的には、エリアごとにまとまったビジョンがあった方が意見が出しやすいと思う。

・構造が平行で、着眼点も違う整理の仕方のものが別のページに並んでいる。その辺の関係が体系的に分かるようにすべきだ。

・どのように並べるにせよ、市民の当事者意識を高めるような表現を工夫する必要がある。

・最近ホームページで情報を得る人が非常に多いが、彼らは興味があれば文章が長くても読む。だから、そういう人にも対応できるような、情報の重層性は必要。トップページは分かりやすくし、クリックして進んでいくとかなり詳しいことも分かる、という形になっていると、すごく使いでのある景観のホームページになると思う。

(「各要素を重ね合わせて見た市域の姿」の図について)

・図に説明がないので何を表現しようとしているのかが、いまひとつ理解できない。

・基本的には、最初の各層を地形・歴史といったものの特徴から、さらに現況とか将来生活などを重ね合わせ、おおよそ共通で考えられそうだという地区を色分けした。(事務局)

・作業が大変だと思うが、分かり易さを優先させるなら、地形と歴史、現況都市機能、計画的な位置づけ、景観の将来像、それらを整理して重ねると一番最後はこの絵になる、という説明の方が分かり易い。

・横浜市の市の境界でくっきり分かれていて周りが真っ白なのだが、景観を論じるときは、周りとの関係が重要。周りとの関係を少し表現した方が良い。

(その他)

・横浜の価値は港やその周辺の風景である。アンケートでも魅力を感じる景観NO.1になっているので、このあたりは大事だと思う。分類図一番下の「特徴的な景観のある地区等」というところで、6大事業でやったベイブリッジなど、港の関係をもう少し特筆した方が良いのではないか。臨海部の港湾関係施設と工業地帯が全て「臨海工業地帯」と一括されているのは問題である。

2 関内地区の都市景観形成ガイドラインについて(審議)

ガイドライン案の概要、今後の手続き等についての説明があった。

意見

(広場状空地の創出に関する表現について)

・「行為指針03」で「広場状空地を創出する」として図に示されている場所が非常に少ない。ここに書いていなければ、広場をとらなくてもいいということになりかねないので、実際に図で示しておくことが重要だ。指針、ガイドラインと

して協議しながら創造的にやりましょうという趣旨なのだから、プロットしておいた方がいいのではないか。

・「行為指針03」では実現性のある場所を選定しており、そのなかで確実に広場状空地をつかっていきたいと考えている。もちろん、これ以外にも“望ましい”ところは事業者との協議を行っていきたい。(事務局)

・この案で指定しているものの他に、“可能性がある”程度のものについても別に色で分けて書き込めば、このまちはこんなに良くなる、と絵で示せるのではないか。確かにこの図面だけ見ると、逆に消極的な印象を受けてしまう。

・可能性といったものまでは入れなくても良いのではないか。山下公園地区で指針に出てきたところは、地権者の合意を取ったものであり、目標までカバーして、これは必ず確保が必要だがこれは違う、と分類するのはおかしい。(事務局)

・どこにでも印をつければ良いということではなく、既に整備されている所には印をつけるとか、考え方がしっかりしている方が良い。

・馬車道では、角に空地をとっている事例がいくつかある。そのような既に空地を確保したのもも図中に入れると、全体に良いイメージがでてくる。

・歩行者ネットワークの関係では、既存の広場も入れた方がいいと思うし、行政がいままで整備してきた港湾緑地とか山下公園も色を塗って表現した方が分かりやすいと思う。

(JRの線路の扱いについて)

・ガイドラインの対象エリアにJRの線路を含めることはできないのか。石川町のジャンクションに下りてくるランプが景観的に素晴らしいものになる予定だが、鉄道の景観的なマイナス要素がかなり多く、ここが関内地区の壁のようになっている。ここを含めると、全体がとても良くなるのだが。

・検討会でも話題にはなった。今回はそこまで議論を掘げられなかったが、関内ガイドラインは今回作って終わりではないので、改定するときは、残りの課題として議論をしたいと思う。(事務局)

(屋外広告物について)

・屋外広告物は他の行為指針と比べかなり該当件数が増える。場合によっては全市的対応の要請が出てくることも考えられるので、整理すべき課題がたくさんある。時期的な目標を持って動きたいとは思っているが、屋外広告物条例の改正も必要で、都市整備局だけで決められないという問題もある。

・屋外広告物所管の環境創造局としては、現在のところは一律の基準を持って許可を出しているが、現状ではそういう基準を超えた違反広告物やピンクチラシや街路樹の立て看板などの無届けのものなどの違反の摘発というもの了指導規制部門として対応している。今回のようなより良い景観を求めるといふのは、趣旨が違っており、調整がついていないというのが現状だ。

・ぜひ調整をお願いしたい。市民の目からすると、担当が違うとしても同じ要素だと思うし、やはり広告の問題というのは、都市景観上非常に大きな問題なので、ぜひその辺は前向きに調整してほしい。

・たとえば広告付きバス停事業についても、事業者である交通局と景観を担当している部署で方針・内容を決め審査しており、それに基づき広告業者が許可を求めてくるので、内容について環境創造局は関与していない。今回の景観の話についても、屋外広告が非常に大きな要素だというのは十分理解し

ているが、いままでのそういう流れがあったことにより、なかなか調整がうまくいかないということであり、ご理解をいただきたい。

・ぜひとも、よろしく調整をお願いしたい。

(北仲通地区について)

・北仲通地区は今後の課題ということで今回のガイドラインから除くことになるのか。

・ガイドライン上は区別する必要はない。みなとみらい地区と近接しているので、そのような特性に応じた内容にすべき、というような整理になると思う。その地区だけ除いて議論するのは違和感がある。基本は一緒に議論して、それぞれ再開発等の事業のところは別に考えるという整理の方が良いと思う。

・基本的には関内景観ガイドラインに含めている。馬車道や日本大通りでは、それぞれの地区に応じてガイドラインの内容を上乘せした地区別ガイドラインをつくっているが、北仲北地区についても現在の再開発事業の計画の進捗にあわせて、その地区独特の景観づくりをプラスアルファしていくことになる。(事務局)

3 都市美対策審議会の組織拡充について(審議)

委員拡充の方針、市民委員の公募、今後のスケジュール等に関する説明があった。

意見

・特に無し

4 広告付バス停留所事業の新規実施について(審議)

新たな交通事業者による広告付バス停留所上屋設置事業の新規実施に関する説明があった。

意見

・特に無し。

5 その他(報告)

「マリンタワー再生事業」、「北仲通北地区開発における都市景観形成」に関する報告があった。

意見

(マリンタワー再生事業について)

・山下公園通の東側部分の集客力が落ちてきているので、タワー基部の積極的な活用はもちろん、人形の家隣のポンプ場の上部利用など、一体的に考えて集客力をさらに上げた方がいいような気がする。近頃あの辺を散歩していると、寂しくなってしまう。

・タワー敷地の土地利用を考えてほしい。現状の利用状況が美しいということであれば良いが、必ずしもそうではないときに、景観的にも良い利用の仕方をどういう仕組みで担保していくか。ぜひ検討してもらいたい。

(北仲通北地区開発における都市景観形成について)

・いまの水際線エリアの現状の使われ方として、万国橋のたもとの駐車場より水面に降りる小さな階段から、カヌーやボートで遊ぶ人たちが陸と海を自由

	<p>に行き来できるようになっており、横浜ならではのとても素敵なおしゃれな遊びができる基地となっている。そのような機能をここに組み入れていただけたらありがたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このように都市美対策審議会で審議・議論するのは非常に良いと思うが、この協議が条例上はどういう位置付けになるのか。それと協議は公開で行われるのか。 ・現状、高さ31m以上の物件については、暫定的な関内地区都市景観ガイドラインの内容を踏まえて調整をしている。関内の協議地区指定後であれば、当然条例の手続きに従ってもらうことになる。また、審議会は基本的に公開なので、都市美対策審議会でやる以上は原則公開となる。(事務局) ・いずれにしても、北仲地区を市民の納得のいくような形でガイドラインなり条例で位置づけて運用していただきたい。
資料	<p>1 第98回横浜市都市美対策審議会資料(A4・一部A3、96ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1:「(仮称)横浜市景観ビジョン」の素案について(PDF,1.6MB) ・資料2:関内地区の都市景観形成ガイドラインについて(PDF,6.5MB) ・資料3:都市美対策審議会の組織拡充について(PDF,27KB) ・資料4:広告付バス停留所事業の新規実施について(PDF,0.4MB) ・資料5:その他(PDF,0.2MB)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、会長が確認する。 ・次回の日程等は後日調整する。